



海外旅費等に関する規約

平成 30 年 2 月 22 日 第 7 回総務財務委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）の役員および委員等が、会務上の必要により国際交流の場、国際会議ならびに委員会等への出席のために、海外に出張する場合の旅費等について定めることを目的とする。ただし、事務局職員の海外旅費等については別途定める。

(旅費)

第 2 条 会議出席者・講師および会務出張者には、合理的な経路による旅費を支給する（ただし所属機関より旅費支給が可能な者は除く）。

- (1) 鉄道・バス 普通乗車賃（必要に応じて特急料金、座席指定料金を加算）
- (2) 航空運賃 実費（エコノミークラスのうち価格重視型クラスの購入に努める）
- (3) タクシー代 実費（公共交通機関での移動が困難な場合）
- (4) 船舶等、その他公共交通機関 実費（ただし、当該予算執行組織が必要と認めた場合）
- (5) 出入国にかかる費用（空港使用税など） 実費

2 会務の都合により、宿泊が必要な場合は、宿泊料として 1 泊につき 20,000 円を限度とする実費額を支給する。

3 当該会議にかかる国内旅費については旅費・謝金規約（0308-01）に準拠する。

4 本条の規定にかかわらず、特別な事情により上限を超えて支払う場合、総務理事の承認を得るものとする。

(その他の経費)

第 3 条 出張目的にかかわる現地開催の会議、委員会の参加費用は、その実費を支給する。

2 1 項にかかる懇親会費用の支給可否は、別途定めるところに従い、予算執行組織で決定する。

3 接待費は、会長、副会長およびその代理人が国際的調印などの公式行事に参加する場合を除き、原則として支給しない。

(費用精算について)

第 4 条 出張者は、帰国後すみやかに旅費明細書を作成し、証憑類とともに事務局に提出して旅費精算をおこなうものとする。

2 旅費、参加費等を外貨で支払う場合、クレジットカード利用の場合は利用明細書記載のレート、現金払いの場合は、外貨交換時の明細書記載のレートにて換算し、支給する。なお、申請者がレート記載の明細書を証憑書類として準備できない場合は、日本出発日の為替レートにて換算し、支給する。

(その他)

第5条 海外出張に関する費用で、本規約に定めのない会務遂行上必要な費用を支払う場合は、総務理事の承認を得るものとする。

(改定)

第6条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成6年12月6日 制定，同日施行

2 改定履歴

- ① 平成26年5月16日 第9回総務財務委員会承認，平成26年5月28日 第7回理事会報告
- ② 内規を規約に変更 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会承認，平成28年1月26日 第6回理事会報告
- ③ 平成30年2月22日 第7回総務財務委員会承認，平成30年3月20日 第7回理事会報告

附則

- 1 平成26年5月16日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 2 平成28年1月21日改定の規約は，平成28年4月1日から施行する。
- 3 平成30年2月22日改定の規約は，平成30年4月1日から施行する。